

## 東北カワウ広域協議会会則

(名称)

第1条 本会は、東北カワウ広域協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、東北地方におけるカワウによる被害防除及び適切なカワウ個体群の管理を目的とする。

(構成員)

第3条 本会は、第2条の目的の達成にかかる別記の関係行政機関（野生鳥獣、水産、河川に関する機関、部局等）及び関係団体（漁業、野鳥保護に関する団体等）により構成される。

なお、関係団体の参集範囲は各県が事務局と調整のうえ決定する。

また、本会の活動に必要な助言を得るため学識経験者の参加を要請することができる。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- ① 構成員間の情報共有や意見交換
- ② 広域保護管理指針（広域指針）の策定、科学的検証及び見直し
- ③ カワウ個体数のモニタリング結果や被害状況等の情報収集と共有、分析・蓄積
- ④ 広域的な被害防除や個体群管理実施の支援
- ⑤ その他、第2条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(会合)

第5条 本会は、第4条の活動に係る構成員の合意形成を図るため、構成員による会合を毎年1回程度開催する。開催地は構成県の持ち回りとする。

(経費)

第6条 本会の運営に必要な経費は構成員の負担による。

なお、負担の詳細については、会合で決定する。

(専門委員会)

第7条 本会の活動に関し、専門的な助言や検討を依頼するため学識経験者による科学委員会等の専門委員会を置くことができる。

(事務局)

第 8 条 本会の事務を処理するため、東北地方環境事務所に事務局を設置する。

また、構成県に連絡担当者を置き、県内の情報のとりまとめや、県内関係部局及び関係団体との連絡調整を行う。

附則 この会則は平成 30 年 11 月 6 日から施行する。

別記

(国の機関)

水産庁

国土交通省東北地方整備局

環境省東北地方環境事務所

(県)

青森県

岩手県

秋田県

宮城県

山形県

福島県